

ご購読者限定

(2022年3月31日まで)

本書の電子版が 無料 でご覧いただけます!

※詳しくは、裏面をご覧ください。

2020 建築申請memo

編集 建築申請実務研究会

主な 改正概要

- ◆主要構造部に係る規制〔大規模建築物(法21条)、特殊建築物(法27条)、防火・準防火地域内の建築物(法61条)〕の見直し及び延焼防止性能建築物(耐火・準耐火建築物等)に関する建蔽率規制の合理化等、令和元年6月25日施行の建築基準法の改正(平30法67)をフォローアップしました。
- ◆建築物省エネ法の改正(令元法4:令和元年11月16日施行分)に対応した解説を加え、項目を充実させました。

電子版閲覧権限付
該当する本冊子に記載

建築申請
memo
2020

B5判・総頁550頁
本体価格 4,400円+税
(送料実費)

WEBサイト <https://www.sn-hoki.co.jp/>

TEL 0120-089-339

E-mail eigyo@sn-hoki.co.jp

掲載内容

A 予備知識等

●申請準備 ●基本知識

B 建築確認申請と関連する他法令による制約

●営業の制約
●開発の制約
●防災・衛生の制約

C 建築確認申請に対する建築基準法による制約

- 敷地 ●道路 ●用途地域
- 容積率 ●建蔽率 ●外壁・高さ
- 日影 ●防火・準防火地域
- 法22条区域 ●木造等の大規模建築物
- 特殊建築物 ●防火区画 ●界壁
- 内装制限 ●階段 ●廊下・出口等
- 安全の検証 ●避難通路等 ●非常用進入口
- 居室 ●換気 ●シックハウス対策
- 煙突 ●排煙 ●非常用照明 ●昇降機
- 避雷 ●便所 ●構造計算
- 一般構造規定 ●耐震化 ●その他
- 福祉施設 ●市街地整備 ●住宅品質確保

D 申請準備・消防法その他その対策

●防災 ●環境 ●消防 ●建築用語

E 付録

●条文一覧表

●内容を一部変更することがありますので、ご了承ください。

新日本法規出版株式会社

本社 〒460-8455 名古屋市中区栄1丁目23番20号
新橋本部 〒102-8407 東京都新宿区市谷砂土原町2丁目6番地
東京本社 〒102-8407 東京都新宿区市谷砂土原町2丁目6番地

札幌支社 〒060-8516 札幌市中央区北1条西7丁目5番
仙台支社 〒981-3195 仙台市泉区加茂1丁目48番地の2
東京支社 〒162-8407 東京都新宿区市谷砂土原町2丁目6番地
関東支社 〒337-8507 さいたま市見沼区南中野244番地1
名古屋支社 〒460-8456 名古屋市中区栄1丁目26番11号

大阪支社 〒540-0037 大阪市中央区内平野町2丁目1番12号
広島支社 〒730-8558 広島市中区国泰寺町1丁目5番9号
高松支社 〒760-8536 高松市屋町3丁目14番11号
福岡支社 〒810-8663 福岡市中央区大手門3丁目3番13号
(2019.12.15)1000Q

この印刷物は環境にやさしい「植物性大豆油インキ」を使用しています。

建築設計・確認申請業務で参考となる
技術的助言 を分類整理!

建築申請に役立つ 技術的助言ガイドブック

編集 建築申請実務研究会

- ◆多数の技術的助言をテーマごとに分類し、検索しやすい見出しを付して集録しています。
- ◆法令の適用を検討する上で必要となる部分を抜粋しています。
- ◆関係する法令改正の内容や施行日、法令条数等を実務上の参考情報として掲載しています。

◆「建築申請memo 2020」に
本書への参照表記を記載していますので、
あわせてご利用いただけます。

B5判・総頁340頁
本体価格 3,800円+税
(送料実費)

《電子版》
本体価格 3,500円+税



掲載内容

Chapter 1 基準総則

- 1-1 用語の定義(法2条)
- 1-2 建築確認申請(法6条)
- 1-3 中間検査(法7条の3)
- 1-4 居室の採光及び換気(法28条)
- 1-5 石綿等の飛散等に対する衛生上の措置(法28条の2)

1-6 地階における住宅等の居室(法29条)

1-7 長屋又は共同住宅の各戸の界壁(法30条)

1-8 便所(法31条)

1-9 給水、排水その他の配管設備(法38条)

1-10 昇降機の構造(法36条)

1-11 建築材料の品質(法37条)

1-12 特殊の構造方法又は建築材料(法38条)

- 2-8 特殊の構造方法又は建築材料(法38条)
- 2-9 簡易構造建築物に対する制限緩和(法84条の2)

Chapter 3 集団規定

3-1 用途規制(法48条)

3-2 容積率(法52条)

3-3 建蔽率(法53条)

3-4 天空率(法56条)

Chapter 4 構造規定

4-1 構造耐力(法20条)

4-2 昇降機の構造(法36条)

4-3 既存建築物(法86条の7)

索引

○キーワード索引 ○通知年次索引

●内容を一部変更することがありますので、ご了承ください。

電子書籍も
発売!!

WEBサイト <https://www.sn-hoki.co.jp/>

TEL 0120-089-339

E-mail eigyo@sn-hoki.co.jp

総合法令情報企業として社会に貢献

 新日本法規出版

 公式Facebookページ
法律出版社ならではの情報を発信



* 8~11以外の物品販売店舗・飲食店
 *12. 当該用途部分が2階以下、かつ、1,500m²以下の場合に限り建築可能（▶建法別表2一回～7・8）
 *13. 当該用途部分が3,000m²以下の場合に限り建築可能（▶建法別表2二回～4）
 ただし、次の用途は3,000m²を超えてでも建築可能（▶建令130の2）
 税務署・警察署・保健所・消防署等、その他大臣指定のもの
 店舗・飲食店・展示場・遊技場・勝馬投票券発売所等で床面積の合計>10,000m²
 ※ 欄外に **■** とあるのは用途無指定地域でも建築禁止
 上記以外の事務所等
 *12. 前掲
 *13. 前掲
 集荷場等（下記内容のもの）
 (1) 農産物の生産、集荷、処理又は貯蔵施設（▶建令130の9の3）
 (2) 聽音が大きいとして告示に定めるもの（除く）

●界壁・間仕切壁・隔壁				▶建法36 ▶建令114	
建築物の用途等	部分	構造	防火措置	緩和される場合	備考
長屋・共同住宅	各戸の界壁			小屋裏又は天井裏に達せしめる。 (更に遮音性能が必要とする資料23-a)	自動スプリンクラー設備設置部分等大臣が定めた部分の界壁の準耐火構造は不要となる（告示未制定）。さらに、建令112-3に規定する一定の構造方法による強化天井にすることによって、小屋裏（天井裏）に達する必要はない（▶H28国交告694、▶R1・6・24国住指654・国住街41→ガイドブック）。
学校・病院・診療所（患者の収容施設を有しないものを除く。）・児童福祉施設等・ホテル・旅館・下宿・寄宿舎・マーケット	防火上主要な間仕切壁	準耐火構造		小屋裏又は天井裏に達せしめる。	建令112-3に規定する床面積200m ² 以内ごとに準耐火構造の壁又は防火設備で区画され、自動スプリンクラー設備等を設けた場合のほか、大臣が定めた部分の間仕切壁として一定の措置を講じれば準耐火構造は不要となる（▶H26国交告860）（▶H26・8・22国住指1784→ガイドブック）。天井の全部が強化天井（大臣が定めた構造方法又は認定）である階又は準耐火構造の壁等で区画されている部分で、当該部分の天井が強化天井であるものは、小屋裏（天井裏）に達する必要はない（▶H28国交告694）（▶H28・6・1国住指669→ガイドブック）。
建築面積>300m ² の建築物（小屋組木造のもの）	小屋裏隔壁			小屋組のけた行間隔12m以内ごとに 次の要件のいずれかに該当する建築物は小屋裏隔壁は不要 ①主要構造部が耐火構造であるか、又は耐火性能に関する技術的基準に適合するもの ②建築物の各室及び各通路について、壁（床面からの高さが1.2m以下の部分を除く。）・天井の室内に面する部分	Ex.1 Ex.2

- ◆建築基準法と他の法令との関係も、チェック項目ごとに可能な限り取り入れ、広い視野に立って判断できるようにしてあります。
- ◆法令チェック項目と、官庁での審査項目とを対応させ、一番ポイントになる部分に力点をおいて説明してありますので最小限の努力で最大の効果が得られます。
- ◆随所に実務に役立つメモ（アドバイス）を入れ、設計・施工に際して、誤りのないよう配慮しております。

カラーで見る 申請手続のマニュアル

むずかしい法令を徹底的に図表化して、
カラー印刷で見やすくするなど、申請する人の立場に立った分かりやすい誌面となっています。



本書の電子版が**無料**でご覧いただけます！

ご購読者限定（2022年3月31日まで）
パソコン、タブレット・スマートフォンで
閲覧可能（ストリーミング形式）

便利な機能

- 目次からのリンクによるジャンプ
- 各頁の上部中央には目次の該当頁へ戻るリンクを設定
- 全文検索機能付き

建築申請に役立つ 技術的助言ガイドブック

◆「建築申請memo 2020」に
本書への参照表記を記載して
いますので、あわせてご利用
いただけます。

宅配ボックス設置部分における容積率算定の
●団塊規定期間

1-7 長屋又は共同住宅の各戸の界壁（法30条）

共同住宅等の各戸の界壁に関する基準の見直し

建築基準法30条に規定する長屋又は共同住宅の各戸の界壁について、天井の構造が界壁と同等の遮音性能を有するものとした場合は、小屋裏又は天井裏に達しなくてもよいとする法令の改正が行われた（令和元年6月25日施行）。

さらに、建築基準法施行令114条1項に規定する各戸の界壁についても、自動スプリンクラー設備等の設置及び天井を強化天井とすることによって、同様に小屋裏又は天井裏に達しなくてもよいとする政令の改正が行われた。

その適用や運用が、以下の通知で示されています。

＜関連条文等＞ 法30・36、令22の3・112の3・114の1、昭45建告1827、平28国交告694

通知

1 総則・単体規定関係

第6 共同住宅等の界壁に関する基準の合理化（法第30条及び令第114条関係）

1 長屋又は共同住宅の界壁（法第30条及び令第22条の3関係）

従来、長屋又は共同住宅の各戸の界壁は、一定の遮音性能を有するものとし、小屋裏又は天井裏に達せしめなければならないこととされてきたところ、長屋又は共同住宅の天井の構造が、界壁と同等の遮音性能を有するものとした場合には、当該長屋又は共同住宅の各戸の界壁を小屋裏等に達するものとしなくてもよいこととした。

2 共同住宅等の界壁の代替措置（令第114条第1項関係）

従来、長屋又は共同住宅の各戸の界壁は準耐火構造とし、小屋裏又は天井裏に達せしめなければならないこととされてきたところ、法第30条の改正により、天井の構造が一定の遮音性能を満たしているものについては、界壁を小屋裏等に達するものとしなくてもよいこととしたことを踏まえ、自動スプリンクラー設備等設置部分とすること及び天井を強化天井とすることに関する技術的基準について、令第114第2項の防火上主要な間仕切壁と同様の基準を位置付けることとした。

▶令元・6・24国住指654・国住街41（建築基準法の一部を改正する法律等の施行について）

宅配ボックス設置部分について、建築物の用途を問わず、当該敷地内の建築物の各階の床面積の合計に100分の1を乗じて得た面積を限度として、容積率に算入しないこととされた（平成30年9月25日施行）。

その適用対象や範囲等の取扱いについて、以下の通知で示されています。

＜関連条文等＞ 法52・92、令21の4・3六・137の8

通知

第7 宅配ボックス設置部分に係る容積率規制の合理化（令第2条第1項第4号、第3項第6号及び令第137条の8関係）

1 適用対象になる宅配ボックスについて

宅配ボックス（配達された物品（荷受人が不在その他の事由により受け取ることできないものに限る。）の一時保管のための荷受箱をいう。以下同じ。）は、配達された物品の一時保管を目的に設置される設備であり、壁や床等に定着しているものや単なる物品の保管を目的に設置されたロッカーやトランクルーム等（管理者等が物品を預かった後、当該物品の一時保管を目的に設置されるものを含む。）については、本規定（令第2条第1項第4号）の対象とはならない。

また、宅配ボックスの機能について、外部電源を利用せずダイヤル錠等により施錠するもの、外部電源を利用して施錠するものの区分は問わないほか、荷受について、住宅に設置される場合のように居住者の利用を想定しているもの、事務所に設置される場合のように勤務者の利用を想定しているもの、商業施設等に設置される場合のように不特定多数の利用を想定しているものの区分も問わない。

なお、宅配ボックスには、配達された物品の一時保管機能に必要となる電子操作

構造規定 構造耐力

エキスパンションジョイント等を用いて既存不適格建築物の増築又は改築を行う場合

エキスパンションジョイント等を用いて既存不適格建築物の増築又は改築を行う場合、当該増築又は改築以外の部分については、地震以外の安全性の確認が求められていることに関して、「保有水平耐力計算及び許容応力度等計算の方法を定める件」（平成19年国土交通省告示594号）等の告示が改正された（平成31年1月15日施行）。

その運用上の留意点について、以下の通知で示されています。

＜関連条文等＞ 法20・86の7、令137の2一、平17国交告566、平19国交告594

通知

4 エキスパンションジョイント等を用いて既存不適格建築物の増築又は改築を行ふ場合の留意点について

法第20条について既存不適格である建築物の増築又は改築を行う場合、法第86条第7項の規定に基づき、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号。以下「令」という。）第137条の2に掲げる基準に適合する場合には、法第20条の規定を適用しないことされている。

令第137条の2第1号及び平成17年国土交通省告示第566号第2第1号ハの規定に基づき、増築又は改築に係る部分とそれ以外の部分がエキスパンションジョイントその相互に応力を伝えない構造方法のみで接する場合は、当該増築又は改築に係る部以外の部分については、地震に対する安全性の確認は耐震診断基準に適合すること